

尾張旭市選挙管理委員会（令和6年第2回）会議録

- 1 開催日時
令和6年6月3日（月）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時15分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題
第3号議案 選挙人名簿の登録について
第4号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第5号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから令和6年第2回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、6月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿の登録の抹消についての1議案、合計3議案でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
委員長	改めましておはようございます。 （委員長あいさつ）

	それではまず、次第の２「会議録について」でございます。 前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。
	(なし)
委員長	それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したい と思います。 それでは、次に次第の３「議事」に入らせていただきます。 ６月の定時登録に関する第３号議案「選挙人名簿の登録につ いて」、第４号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でご ざいますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお 願いします。
事務局	それでは第３号議案、第４号議案につきましては、それぞれ 関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第３号議案「選挙人名簿の登録について」でござ います。公職選挙法第２２条第１項の規定により、登録月の１ 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを 同日に登録しなければならないとされており、本日は６月の定 時登録を行おうとするものでございます。 通常は６月１日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法第 ２２条第１項に基づき、６月１日が地方公共団体の休日に当た る場合には、登録月の１日又は同日の直後の地方公共団体の休 日以外の日に登録することとなっています。このため、本市で は、同項の規定に基づく登録月の１日の直後の尾張旭市の休日 を定める条例に定められた休日以外の日である６月３日月曜

	日に定時登録を行うものです。 それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和6年6月1日を登録基準日、6月3日を登録日として、令和6年3月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。 まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。 このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成18年3月3日から平成18年6月2日までの出生者、住所要件が、令和5年12月2日から令和6年3月1日の転入者ということになります。 次に第4号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。 今回の抹消は、令和6年3月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。 このため、今回抹消される方は、令和6年3月1日から令和6年5月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和5年11月1日から令和6年1月31日までの市外への転出者でございます。 次に、本日配布させていただいた登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。 また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付
--	--

	していますので、ご覧いただければと思います。 第 3 号議案及び第 4 号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。
委員長	では、第 3 号議案及び第 4 号議案について、何かご質問等はありませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 3 号議案及び第 4 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第 3 号議案及び第 4 号議案は可決されました。 続きまして、第 5 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。
事務局	第 5 号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。 公職選挙法第 30 条の 11 の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して 4 か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。

	このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。 参考としまして、直前の3月1日時点の登録者数、現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、41名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。 説明は以上です。
委員長	では、第5号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。 第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手（原案可決）
委員長	第5号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○明るい選挙啓発ポスターコンクールの募集について ○愛選連、全選連東海支部総会について

委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。
-----	-------------------------------------